

平成31年1月25日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	平成31年1月25日				召集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後2時50分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 高 橋 章				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 岡 田 清				
					主 幹 正 能 光				
					主 査 染 谷 守				

開会 午後 2時00分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

31年に入りまして初めての顔合わせでございますので、改めまして新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

平成もあと4カ月余りとなってきたわけでございますけれども、今年はですね、4月の県会議員、市会議員の選挙、5月1日の元号の改元、それから7月の参議院と、いろいろとせわしない年になるかと思えます。

また、いのしし年はですね、災害の多い年と言われているそうでございますけれども、今年1年、皆様方にとりましては、無事で良い年になりますようご祈念申し上げます。

それでは、平成31年第1回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくご協力をお願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、新年、明けましておめでとうございます。

平成31年第1回の農業委員会の総会をお願いしましたところ、皆さん方には本当にお忙しい中ご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

平成最後の年ということで、皆さん方もそれぞれ希望に満ちた新年を迎えたこととお慶び申し上げます。毎年、正月になると、今年は良い年になればいいなど、誰しもが思うことであります。

去年の暮れですか、テレビドラマの「下町ロケット」、あれはこの地域の北川辺農協がロケットに入っていました。そんな関係で、非常に興味もあつたんですけれども、その題材という

のが、GPSだとかAIだとか、そういうのを使ったスマート農業をいかに今後発展させるかというようなことが題材になっていたと思うんですけども、それなりに、おもしろい、楽しい農業にしたいなという気持ちがあります。

ロボットが活躍して、自分の仕事が楽になれば、それだけ余暇もふえるわけですけども、収入がふえないと問題なので、今後は、そういう大規模的な農業と、兼業でも堅実にやる農業というのを維持しながらやっていかないと、加須地域においても農業の維持は難しいだろうなど、そのような気持ちでおります。

前日も農業委員会の後に、耕作放棄地対策のことで、皆さん方には、真剣にご討議をしていただいているところがございますけれども、先日ですか、農業新聞を見ていましたら、ある地域で耕作放棄地の管理をどうすればいいんだということで、地域で考えて、保全管理組合というか、そういう組織を立ち上げて、いろいろな活動しているというのが農業新聞に載っておりました。

加須地域には加須地域のいい方策があるかとは思いますが、今日も真剣に皆さん方にご討議をいただき、今後、加須の農業がさらなる発展をしますことを心からお願い申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましての挨拶にいたします。今日はよろしくお願ひいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行は、会長にお願いします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願ひいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 遠井 勝 委員

8番 栗原 光夫 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第2号、4番の樋遣川地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模拡大をするため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

1月の14日、推進委員の佐久間さんと、譲受人の さん宅を訪ねてお話を聞きました。 さんは、本業が電気屋さんなんですけれども、子供2人とも跡を継いでいて、長男の方が、今後父親ができなくなっても、田んぼをやりたいというような話をしています、後継者がいるんじゃない大変結構な話ですねというふうな話をしてきました。そういうことで、許可相当と判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） では、3番も関連がございますので、同時によりしくお願いしたいと思えます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。譲受人が同一でございますので、2番、それと3番について一緒にご説明申し上げます。

本案件は、寄附による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は規模を拡大するため、譲渡人は耕作ができないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいまの案件について、事務局から詳細について説明がありましたけれども、以前から塚田さんが2人の農地を耕作していたので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

3番についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、 の入室をお願いいたします。

（ 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、4番の三俣地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は人手不足のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

1月16日、推進委員の宮内さんと2人で、現地にて さんから話を聞き、現地を確認いたします。譲渡人の さんは農業をやめるということで、 さんがつくっている隣地の田んぼでございますけれども、 さんに買ってもらえないかという話があり、応じたとことでございます。 さんのほうは、ほ場も大きくなって作業能率がよくなるため、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

4番の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

（ 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模拡大をするため、譲渡人は経営規模の縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る1月15日に、宮内推進委員さんと現地を確認しましたところ、ここは湿地地帯でありまして、ハスを植えたいなということになっております。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得したが耕作できないため、また、譲受人は大越地内の農家住宅を購入し、農業経営を行うため、今回の申請となっております。

また、久喜市農業委員会の譲受人の農家証明が添付されており、経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る1月15日、武正推進委員とお会いしまして、事務局の説明のとおり、耕作については何ら問題はないと考えます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

1月16日に、担当の町田推進委員と2人で譲受人宅にお邪魔しまして、お話を伺ってまいりました。まず、場所につきましては、譲受人が自宅の近くということで、また、今回4反ございまして、この土地については、これまでは相対で、譲受人または他の方がそれぞれ耕作しておりましたが、今回、まとめて譲受人が耕作するという事になったということで、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」の8件を議題といたします。

初めに、1番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図7ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

1月19日、推進委員の新井さんと2人で譲渡人の さん宅に伺い、話をお聞きしてまいりました。譲受人の さんは さんの長男で、外で暮らしているが、実家に帰るといふことで家を建てるため、宅地と隣接する土地が農地であるため、敷地拡張の申請とのことでした。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

1月15日、宮内さんと相談の結果、事務局ご説明のとおり、周りは住宅街に囲まれていまして、何ら問題はないと考えます。よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外により許可が見込まれるものがございます。また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただいま事務局が説明したとおり、親子関係でありまして、何ら問題はないと考えます。

よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図11ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図5-6

をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る19日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。譲渡人の さんとお話をし、この畑は祖父が管理しておりまして、高齢のため管理ができなくなり、今回、売却することになったそうです。先ほど事務局の説明のとおりで、我々もやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくお

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

1月の17日、推進委員の渡邊さんと同行訪問いたしまして、地権者、実際は4名いるんですけれども、うち2名、さんとさんは耕作しておりませんで、耕作しているさんとさんに面談してまいりました。現地は両サイドとも建売住宅で、見つらくなって耕作するのが難しくなっているとおっしゃっていました。さんとさんも売却に同意しており、やむを得ないかなというふうに判断いたしてまいりました。よろしくご審議いただきたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、会社従業員の駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

1月14日に、推進委員の石川さんと譲渡人のさん宅を訪ね、現地調査とお話を聞いてまいりました。申請の農地は自宅前にあります。位置図の右側にあるというこの会社なんですが、荷物の積みおろしで道路まではみ出ているような状態で、周りからも

結構苦情が出ているみたいなんですけれども、従業員の駐車場を整備するというので、今回の申請になったというふうに聞きました。さんにつきましては、稲作はつくっておりますが、ほとんどの農地を中間管理機構に貸しております、機械も古くなったということで、稲作もやめようかなと話をしておりました。審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきまして、16日に佐藤推進委員と2人で現地の確認をするともに、受人の代理人から話を伺ってまいりました。この土地の隣接地、また、周辺についても太陽光発電が既に整備されているような地域でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 〃 が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(〃 退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分504筆、面積にしまして84万3,832㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管

理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第3号の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

(入室)



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

ここで、皆さんにお諮りいたします。ここからの議事については、私にかわりまして、最年長の委員である矢島委員さんに臨時の議長をお願いして進行していただくことにしたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、矢島委員さん、議事進行をお願いいたします。

(退室)

○臨時議長(矢島征雄君) それでは、小倉会長にかわりまして議事進行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) それでは、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受け

た農地を再配分いたしましたものでございます。受けまして、希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○臨時議長（矢島征雄君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○臨時議長（矢島征雄君） ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○臨時議長（矢島征雄君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

それでは、議案第4号の審議が終了しましたので、の
入室をお願いいたします。

（入室）

○臨時議長（矢島征雄君） それでは、小倉会長へ議事進行を戻すことにいたします。ありがとうございました。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） それでは次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第3条の規定による許可申請書の取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出7件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」で

ございますが、市街化区域内の農地転用の届出10件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出134件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長並びに矢島委員さんには議事の進行、ありがとうございます。

————— ◆ —————

◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いします。

○職務代理（野川良翁君） きょうはですね、案件も少し少なかったかなと感じるわけでございますけれども、委員の皆様方には慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、31年第1回加須市農業委員会を閉会といたします。ご苦労さまです。

閉会 午後 2時50分

————— ◆ —————

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成31年1月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 遠 井 勝

署名委員 栗 原 光 夫